

令和 7 年第 5 回

瑞浪市議会定例会議案

令和 7 年 1 1 月 2 6 日

目 次

議第 7 7 号	瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 7 8 号	瑞浪市公告式条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議第 7 9 号	瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	4
議第 8 0 号	瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	6
議第 8 1 号	瑞浪市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	8
議第 8 2 号	瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	9
議第 8 3 号	瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 1
議第 8 4 号	瑞浪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について……………	1 3
議第 8 5 号	瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
議第 8 6 号	瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 7
議第 8 7 号	瑞浪市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 8
議第 8 8 号	瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について……………	2 9
議第 8 9 号	瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 1
議第 9 0 号	岐阜県市町村会館組合格約の変更について……………	3 3
議第 9 1 号	岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について……………	3 4

議第 9 2 号	岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の 減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協 議について……………	3 6
議第 9 3 号	指定管理者の指定について……………	3 7
議第 9 4 号	指定管理者の指定について……………	3 8
議第 9 5 号	指定管理者の指定について……………	3 9
議第 9 6 号	指定管理者の指定について……………	4 0
議第 9 7 号	指定管理者の指定について……………	4 1
議第 9 8 号	指定管理者の指定について……………	4 2
議第 9 9 号	指定管理者の指定について……………	4 3
議第 1 0 0 号	指定管理者の指定について……………	4 4
議第 1 0 1 号	和解及び損害賠償の額を定めることについて……………	4 5
議第 1 0 2 号	市道路線の認定について……………	4 6
議第 1 0 3 号	行政区域を越える市道路線の認定の承諾について……………	4 7
議第 1 0 4 号	令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）……………	4 8
議第 1 0 5 号	令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第 3 号）……………	6 1
議第 1 0 6 号	令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算 （第 2 号）……………	6 3
議第 1 0 7 号	令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）……………	6 5
議第 1 0 8 号	令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 2 号）……………	6 7

議第 7 7 号

瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市行政手続条例の一部を改正する条例

瑞浪市行政手続条例（平成 9 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 3 項中「その者の氏名、同項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる」を「公示の方法によって行うことができる」に改め、同項後段を削り、同条に次の 1 項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第 1 項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧できる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から 2 週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第 1 6 条第 1 項中「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に改める。

第 2 2 条第 3 項中「第 1 5 条第 3 項」の次に「及び第 4 項」を、「同条第

3 項」の次に「及び第 4 項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から 2 週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第 29 条中「及び第 16 条」を「及び第 4 項並びに第 16 条」に、「「同項第 3 号」を「同条第 4 項中「第 1 項第 3 号」に、「同条第 3 号」を「第 28 条第 3 号」に、「同条第 3 項後段」を「同条第 4 項後段」に、「第 15 条第 3 項後段」を「第 15 条第 4 項後段」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 63 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の第 15 条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を瑞浪市行政手続条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にする通知については、なお従前の例による。

議第 7 8 号

瑞浪市公告式条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市公告式条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市公告式条例の一部を改正する条例

瑞浪市公告式条例（昭和 2 9 年条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「別表」を「市役所前」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 7 9 号

瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
瑞浪市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 5 9 年条例第 1 0 号）の一部を次のように改正する。

別表中

大湫 公民 館	多目的ホール	1, 5 0 0	1, 9 0 0	2, 1 0 0
	研修室	8 0 0	1, 0 0 0	1, 2 0 0
	和室	8 0 0	1, 0 0 0	1, 2 0 0
	調理実習室	1, 4 0 0	1, 9 0 0	1, 9 0 0

3, 1 0 0	3, 6 0 0	5, 0 0 0	8 0 0	1, 0 0 0
1, 6 0 0	2, 0 0 0	2, 7 0 0	4 0 0	3 0 0
1, 6 0 0	2, 0 0 0	2, 7 0 0	4 0 0	3 0 0
3, 0 0 0	3, 4 0 0	4, 7 0 0	7 0 0	—

を

大湫 公民 館	多目的ホール	1, 5 0 0	1, 9 0 0	2, 1 0 0	3, 1 0 0
	研修室	8 0 0	1, 0 0 0	1, 2 0 0	1, 6 0 0
	和室	8 0 0	1, 0 0 0	1, 2 0 0	1, 6 0 0
	調理実習室	1, 4 0 0	1, 9 0 0	1, 9 0 0	3, 0 0 0

3, 6 0 0	5, 0 0 0	8 0 0	1, 0 0 0
2, 0 0 0	2, 7 0 0	4 0 0	3 0 0
2, 0 0 0	2, 7 0 0	4 0 0	3 0 0
3, 4 0 0	4, 7 0 0	7 0 0	1, 0 0 0

に改め、同表備考第

8 項中「延長時間」を「延長料」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 0 号

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 4 の項を削り、5 の項を 4 の項とし、6 の項を 5 の項とする。

別表第 2 の 1 の項中「生活保護法」の次に「（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）

」を加え、同表 2 の項中「生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの」を削り、同表 4 の項を次のように改める。

4 削除		
------	--	--

別表第 2 の 5 の項中「生活保護（外国人）関係情報であって規則で定めるもの」を削り、同表 8 の項を次のように改める。

8 削除		
------	--	--

別表第2の9の項中「。以下「昭和60年法律第34号」という。」を削り、同表15の項中「（以下「児童手当関係情報」という。）」を削り、「

生活保護（外国人）関係情報であつて規則で定めるもの」を削り、同表1

8の項中「（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」を削り、同表19の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 8 1 号

瑞浪市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市老人憩いの家の設置及び管理に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「午後 5 時 3 0 分」を「午後 5 時 1 5 分」に改める。

別表桜寿荘の部冷暖房設備の款に次のように加える。

相談室	1 時間あたり	1 0 0
-----	---------	-------

別表に備考として次のように加える。

備考 冷暖房設備の利用料金を算定する場合に、1 時間未満の端数を生じたときは、これを 1 時間に切り上げるものとする。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 8 2 号

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例及び瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 瑞浪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例（平成２６年条例第３３号）の一部を次のように改正する。

第１０条第３項第１号中「保育士」の次に「（岐阜県が法第１８条の２第１項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士）」を加える。

第１２条中「第３３条の１０各号」を「第３３条の１０第１項各号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 3 号

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

第 1 7 条第 2 項を次のように改める。

- 2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号）第 1 2 条又は第 1 3 条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
--	---------------------

乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
-------------	-----------------------------

第２３条第２項中「修了した保育士」の次に「（岐阜県が法第１８条の２７第１項に規定する認定地方公共団体（以下「認定地方公共団体」という。）である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る法第１８条の２９に規定する地域限定保育士（以下「地域限定保育士」という。））」を加える。

第２８条第７号ウ中「その１」を「その一」に改める。

第２９条第１項及び第３１条第１項中「保育士」の次に「（岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

第４３条第８号ウ中「その１」を「その一」に改める。

第４４条第１項及び第４７条第１項中「保育士」の次に「（岐阜県が認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る地域限定保育士。次項において同じ。））」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 4 号

瑞浪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の制定について

瑞浪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次
のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
目次

第 1 章 総則（第 1 条—第 1 9 条）

第 2 章 乳児等通園支援事業

第 1 節 通則（第 2 0 条）

第 2 節 一般型乳児等通園支援事業（第 2 1 条—第 2 4 条）

第 3 節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第 2 5 条・第 2 6 条）

第 3 章 雑則（第 2 7 条・第 2 8 条）

附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この条例は、児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 3 4 条の 1 6 第 1 項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第 2 条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、

適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が、乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児をいう。以下同じ。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（乳児等通園支援事業者の一般原則）

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件）

第9条 乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等）

第10条 乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

（利用乳幼児を平等に取り扱う原則）

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第13条 乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（衛生管理等）

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の

処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利

用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次のアからクまでの要件に該当するものであること。
 - ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
 - イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
---	----	--------

2 階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和 2 5 年政令第 3 3 8 号）第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4 階 以上の 階	常用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 1 項各号又は同条第 3 項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第 1 項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の 1 階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第 3 項第 2 号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第 3 項第 3 号、第 4 号及び第 1 0 号を満たすものとする。） 2 建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の屋外

		傾斜路
		3 建築基準法施行令第 1 2 3 条第 2 項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が 3 0 メートル以下となるように設けられていること。

エ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第 2 条第 7 号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第 1 1 2 条第 1 項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

（ア） スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

（イ） 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

ク 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

（職員）

第 2 2 条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（岐阜県が法第 1 8 条の 2 7 第 1 項に規定する認定地方公共団体である場合には、保育士又は岐阜県の区域に係る法第 1 8 条の 2 9 に規定する地域限定保育士。以下この

条において同じ。) その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修(市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。)を修了した者(以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。)を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一般型乳児等通園支援事業所1につき2人を下ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、幼稚園、認定こども園その他の施設又は事業(以下「保育所等」という。)とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員(保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。)による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(設備及び職員の基準の特例)

第22条の2 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前2条の規定は適用しない。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35

条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 岐阜県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岐阜県条例第90号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 岐阜県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年岐阜県条例第48号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 岐阜県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年岐阜県条例第63号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 瑞浪市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第31号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。

第3章 雑則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有

体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第28条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第22条の2の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議第 8 5 号

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正
する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例

瑞浪市地域子育て支援センターの設置及び管理に関する条例（平成 2 2 年
条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 8 号を第 9 号とし、第 7 号の次に次の 1 号を加える。

（ 8 ） 児童福祉法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業（
以下「乳児等通園支援事業」という。）に関する事

第 9 条の次に次の 1 条を加える。

（乳児等通園支援事業利用料）

第 9 条の 2 前条の規定にかかわらず、市長は、乳児等通園支援事業を提供
したときは、利用乳幼児（乳児等通園支援事業を利用する乳児又は幼児を
いう。）の保護者又は扶養義務者から利用料を徴収する。

2 前項の利用料の額は、別に定める。

3 市長は、別に定めるところにより、利用料を減額し、又は免除すること
ができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、

公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

議第 8 6 号

瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪北部多目的研修集会施設の設置及び管理に関する条例（昭和 6 0 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

別表使用料金表農産物加工調理室の項中「－」を「1, 0 0 0」に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- 1 商業宣伝を目的として使用する場合及び入場料を徴収する場合の使用料は、当該使用料（冷暖房料を除く。）の額の 2. 0 倍に相当する額を加算する。
- 2 冷暖房料及び延長料を算定する場合に、1 時間未満の端数を生じたときは、これを 1 時間に切り上げるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 8 7 号

瑞浪市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市における建築物に附置する駐車施設に関する条例の一部を改正する条例

瑞浪市における建築物に附置する駐車施設に関する条例（昭和 5 6 年条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項ただし書中「規定する特定用途」の次に「のうち共同住宅を除くもの」を加え、同条第 2 項中「法第 2 0 条第 1 項に規定する特定部分」を「特定用途に供する部分」に、「非特定用途に供する部分（以下「非特定部分」という）」を「非特定部分（非特定用途に供する部分をいう。以下同じ）」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 8 8 号

瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市下水道条例等の一部を改正する条例
(瑞浪市下水道条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市下水道条例（昭和 5 2 年条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項中「管理者が定めるところにより管理者が排水設備等の工事に
関し、技能を有する者として」を「管理者又は管理者が定めるところにより」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 7 条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

第 2 0 条第 2 項第 4 号中「地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）」を「地方公営企業法」に改める。

(瑞浪市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第 2 条 瑞浪市農業集落排水処理施設条例（平成 9 年条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「管理者が定めるところにより指定を受けた」を「管理者又は管理者が定めるところにより指定した」に改め、同条に次のただし書を加

える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。

（瑞浪市水道事業給水条例の一部改正）

第３条 瑞浪市水道事業給水条例（平成９年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「設計及び工事」を「工事」に、「管理者が」を「管理者又は管理者が」に、「行う」を「施行する」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第７条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の地方公共団体の長が水道法（昭和３２年法律第１７７号。以下「法」という。）第１６条の２第１項の指定をした者（以下「他の地方公共団体の長等」という。）が給水装置の新設等の工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

第６条第２項中「前項本文」を「前項」に、「指定工事事業者が工事の設計及び施行をする」を「指定工事事業者又は他の地方公共団体の長等が給水装置の新設等の工事を施行する」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 89 号

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 11 月 26 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市火災予防条例の一部を改正する条例

瑞浪市火災予防条例（昭和 37 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等（第 29 条の 2—第 29 条の 7）」を「第 3 章の 2 住宅用防災機器の設置及び第 3 章の 3 林野火災の予防（第 29 条維持に関する基準等（第 29 条の 2—第 29 条の 7）の 8・第 29 条の 9）」に改める。

第 29 条中「火災に関する警報」の次に「（法第 22 条第 3 項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）」を加え、同条第 7 号を削る。

第 3 章の 2 の次に次の 1 章を加える。

第 3 章の 3 林野火災の予防

（林野火災に関する注意報）

第 29 条の 8 市長は、気象の状況が山林、原野等における火災（以下「林野火災」という。）の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報を発することができる。

2 前項の規定による注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、市の区域内に在る者は、第 29 条各号に定める火の使用の制限に従うよう努めなければならない。

3 市長は、林野火災の発生危険性を勘案して、前項の規定による火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができる。

(林野火災の予防を目的とした火災に関する警報の発令中における火の使用の制限)

第29条の9 市長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報を発したときは、林野火災の発生危険性を勘案して、第29条各号に定める火の使用の制限の対象となる区域を指定することができる。

第42条の3第1項第3号中「第45条」を「第45条第1項」に改める。

第45条第1号中「行為」の次に「(たき火を含む。)」を加え、同条に次の1項を加える。

2 消防長は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附 則

この条例は、令和8年1月1日から施行する。

議第 9 0 号

岐阜県市町村会館組合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合規約を次のとおり変更することについて、同法第 2 9 0 条の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

岐阜県市町村会館組合規約の一部を変更する規約

岐阜県市町村会館組合規約（平成五年十二月二十日岐阜県指令伊総第八百九十一号）の一部を次のように変更する。

第十二条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

組合の解散に伴う事務の承継にあつては、組合を組織する市町村がその議会の議決を経て行う協議をもって定める。

附 則

この規約は、岐阜県知事の許可のあった日から施行する。

議第 9 1 号

岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継等に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 8 条及び同法第 2 8 9 条並びに令和 7 年規約変更についての知事の許可後の岐阜県市町村会館組合規約第 1 2 条第 1 項の規定により、岐阜県市町村会館組合の解散及び財産処分並びに事務の承継に関して次のとおり他の関係地方公共団体と協議することについて、同法第 2 9 0 条及び同規約第 1 2 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

1 解散の期日

令和 8 年 3 月 3 1 日をもって解散するものとする。

2 解散に伴う財産処分

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館入居基金は、岐阜県町村会に返還する。
- (2) 財政調整積立金は、直近の年度における関係地方公共団体が負担した市町村負担金の割合に応じて関係地方公共団体に分配する。

3 解散に伴う事務の承継等

- (1) 岐阜県県民ふれあい会館への入居事務については、現に入居する団体が直接、岐阜県観光文化スポーツ部文化創造課及び指定管理者との間で行う。
- (2) 軽自動車税申告書特別調査事務については、4 2 市町村で新たに組織する（仮称）岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会により共同処理する。
- (3) 打ち切り決算の審査及び認定は、解散の日における組合長の市町

村において行い、当該市町村の長は、その決算を当該認定する議会の議決とともに、他の関係地方公共団体の長に報告しなければならない。

(4) 他の関係市町村長は、前号の規定による報告があったときは、直ちに決算の要領を公表するものとする。

(5) 打ち切り決算後の歳計現金は、(仮称)岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会に譲渡する。

(6) 組合が保有する職員の人事に関する文書は岐阜県市町村職員退職手当組合が承継し、軽自動車税申告書特別調査事務に関する文書は(仮称)岐阜県軽自動車税事務共同処理協議会が承継し、それ以外の文書は岐阜県町村会が承継する。

4 職員の処遇等

(1) 解散時に在職する4名の職員は、岐阜県市町村職員退職手当組合の職員として身分を引き継ぐ。

(2) 組合が岐阜県市町村職員退職手当組合に納付した負担金及び岐阜県市町村職員退職手当組合から支払われた給付金の累計額は、岐阜県市町村職員退職手当組合の加入及び脱退の取扱いに関する条例(平成15年岐阜県市町村職員退職手当組合条例第3号)第12条第2号の規定により岐阜県市町村職員退職手当組合に承継するものとする。

(3) 令和7年度分の地方公務員公務災害基金の精算ほか第1号の職員にかかる負担金等の精算は、岐阜県市町村職員退職手当組合が行う。

5 疑義等の協議

この同意書に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、関係地方公共団体がその都度協議して定めるものとする。

議第 9 2 号

岐阜県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 6 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 3 1 日をもって岐阜県市町村職員退職手当組合から岐阜県市町村会館組合が脱退すること及び岐阜県市町村職員退職手当組合同約を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体が協議することにつき、同法第 2 9 0 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

岐阜県市町村職員退職手当組合同約の一部を改正する規約

岐阜県市町村職員退職手当組合同約（昭和 3 6 年 9 月 3 0 日岐阜県指令第 1 3 2 6 1 号許可）の一部を次のように改正する。

別表中「、岐阜県市町村会館組合」を削る。

附 則

この規約は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議第 9 3 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市陶公民館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|--------------------|--|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市陶公民館 |
| 2 指定管理者
の 名 称 等 | 瑞浪市陶町猿爪 4 0 5 番地の 1
陶町明日に向って街づくり推進協議会
会長 伊 藤 弘 典 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

議第 9 4 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市市民福祉センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | | |
|---|------------------|---|
| 1 | 施設の名称 | 瑞浪市市民福祉センター |
| 2 | 指定管理者
の 名 称 等 | 瑞浪市樽上町 1 丁目 7 7 番地
社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
会長 小 栗 茂 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

議第 9 5 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市障害者デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|--------------------|---|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市障害者デイサービスセンター「さくら」 |
| 2 指定管理者
の 名 称 等 | 瑞浪市樽上町 1 丁目 7 7 番地
社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
会長 小 栗 茂 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

議第 9 6 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき瑞浪市立老人憩いの家の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|--------------------|---|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市立老人憩いの家 寿楽荘
瑞浪市立老人憩いの家 福寿荘
瑞浪市立老人憩いの家 桜寿荘 |
| 2 指定管理者
の 名 称 等 | 瑞浪市樽上町 1 丁目 7 7 番地
社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
会長 小 栗 茂 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

議第 9 7 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市在宅老人デイサービスセンターの指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|--------------------|---|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市在宅老人福寿荘デイサービスセンター
瑞浪市在宅老人桜寿荘デイサービスセンター |
| 2 指定管理者
の 名 称 等 | 瑞浪市樽上町 1 丁目 7 7 番地
社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
会長 小 栗 茂 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

議第 9 8 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市子ども発達支援センターの指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|--------------------|---|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市子ども発達支援センター |
| 2 指定管理者
の 名 称 等 | 瑞浪市樽上町 1 丁目 7 7 番地
社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
会長 小 栗 茂 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

議第 9 9 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市立児童館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | |
|--------------------|--|
| 1 施設の名称 | 瑞浪市立陶児童館
瑞浪市立土岐児童センター
瑞浪市立樽上児童センター
瑞浪市立南小田児童館 |
| 2 指定管理者
の 名 称 等 | 瑞浪市樽上町 1 丁目 7 7 番地
社会福祉法人 瑞浪市社会福祉協議会
会長 小 栗 茂 |
| 3 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

議第 1 0 0 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づく瑞浪市大湫町旧森川訓行家住宅及び瑞浪市大湫公民館の指定管理者を次のとおり指定することについて、同条第 6 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 施設の名称 | 瑞浪市大湫町旧森川訓行家住宅
瑞浪市大湫公民館 |
| 2 | 指定管理者
の 名 称 等 | 瑞浪市大湫町 4 2 2 番地の 1
大湫町コミュニティ推進協議会
会長 加 藤 博 一 |
| 3 | 指定の期間 | 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで |

議第 1 0 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

稲津町小里地内で発生した物損事故による損害について、次のとおり示談により和解をするものとし、賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

- | | | | |
|---|---------------|-----|---|
| 1 | 和解及び損害賠償 | 住 所 | ※ ※ ※ ※ ※ |
| | を する 相 手 方 | 氏 名 | ※ ※ ※ ※ ※ |
| 2 | 和 解 の 内 容 | 1 | 損害賠償として下記金額を支払う。 |
| | | 2 | 今後本件事故に関しては、異議を申し立てないことを確認する。 |
| 3 | 損 害 賠 償 の 金 額 | | 1, 2 3 6, 4 4 0 円 |
| 4 | 概 要 | | 令和 7 年 9 月 4 日、稲津こども園職員が稲津町小里地内の市有地の草刈り作業を行った際に、草刈機の跳ねた石が相手方住宅のフェンス、窓ガラス及び自家用車にあたり、同設備及び車両に損害を与えたもの |

議第 1 0 2 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条の規定に基づき、市道路線を次のとおり認定するものとする。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

市道認定 整理番号	路線名	起 点 終 点	重要な 経過地
1 7 0 0	沼線	明世町山野内字沼 2 9 4 番 1 3 地先 明世町山野内字沼 2 9 4 番 8 地先	

議第 1 0 3 号

行政区域を越える市道路線の認定の承諾について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 3 項の規定に基づき、恵那市長から行政区域を越える市道路線を認定することに関し、協議があったため、次の市道路線の認定を承諾することについて、同条第 4 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

路線番号	路線名	起 点 終 点	瑞浪市区域の区間
0 5 2 1 8	恵那市道 武並町 2 1 8 号線	恵那市武並町竹折字月沢 1 9 4 2 番 1 地先 瑞浪市釜戸町字大羽根 4 6 7 6 番 1 地先	瑞浪市釜戸町字大羽根 4 6 8 8 番 5 地先から 瑞浪市釜戸町字大羽根 4 6 7 6 番 1 地先まで

議第 1 0 4 号

令和 7 年度瑞浪市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 7 年度瑞浪市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 0 6 8, 4 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 3, 4 7 3, 5 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 既定の債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 既定の地方債の追加、廃止及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1市 税		5,370,000	△79,000	5,291,000
	1市民税	2,311,300	△102,000	2,209,300
	2固定資産税	2,352,200	23,000	2,375,200
11地方交付税		4,049,700	120,100	4,169,800
	1地方交付税	4,049,700	120,100	4,169,800
13分担金及び負担金		38,900	1,040	39,940
	1分担金	5,906	1,040	6,946
15国庫支出金		2,870,217	204,855	3,075,072
	1国庫負担金	1,591,511	67,421	1,658,932
	2国庫補助金	1,268,880	136,934	1,405,814
	3委託金	9,826	500	10,326
16県支出金		1,146,973	18,236	1,165,209
	1県負担金	659,396	11,670	671,066
	2県補助金	382,821	6,566	389,387
17財産収入		905,500	18,300	923,800
	1財産運用収入	57,528	18,300	75,828
18寄附金		418,310	2,000	420,310
	1寄附金	418,310	2,000	420,310
19繰入金		1,950,400	180,369	2,130,769
	1基金繰入金	1,903,669	180,369	2,084,038
20繰越金		673,600	105,300	778,900
	1繰越金	673,600	105,300	778,900
21諸収入		1,153,500	23,400	1,176,900
	4雑入	318,294	23,400	341,694
22市債		1,998,200	473,800	2,472,000
	1市債	1,998,200	473,800	2,472,000
歳入合計		22,405,100	1,068,400	23,473,500

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総 務 費		3, 4 1 2, 5 0 0	6 5, 3 0 0	3, 4 7 7, 8 0 0
	1 総務管理費	2, 9 6 5, 5 1 9	9 7, 0 0 0	3, 0 6 2, 5 1 9
	3 戸 籍 住 民 基本台帳費	1 5 4, 5 5 0	△ 3 1, 7 0 0	1 2 2, 8 5 0
3 民 生 費		6, 3 8 9, 1 0 0	6 8, 6 0 0	6, 4 5 7, 7 0 0
	1 社会福祉費	3, 2 2 0, 7 3 0	5 9, 7 0 0	3, 2 8 0, 4 3 0
	2 児童福祉費	2, 9 4 7, 1 7 0	8, 9 0 0	2, 9 5 6, 0 7 0
4 衛 生 費		2, 6 1 0, 9 0 0	5 5, 7 0 0	2, 6 6 6, 6 0 0
	1 保健衛生費	1, 0 9 7, 7 0 3	7 1, 7 0 0	1, 1 6 9, 4 0 3
	2 清 掃 費	1, 3 9 6, 6 2 0	△ 1 6, 0 0 0	1, 3 8 0, 6 2 0
6 農林水産業費		3 2 2, 5 0 0	6, 6 0 0	3 2 9, 1 0 0
	1 農 業 費	2 4 4, 3 5 5	4, 7 0 0	2 4 9, 0 5 5
	2 林 業 費	7 8, 1 4 5	1, 9 0 0	8 0, 0 4 5
7 商 工 費		5 1 4, 1 0 0	2 6, 5 0 0	5 4 0, 6 0 0
	1 商 工 費	5 1 4, 1 0 0	2 6, 5 0 0	5 4 0, 6 0 0
8 土 木 費		3, 1 0 5, 5 0 0	1 7 6, 0 0 0	3, 2 8 1, 5 0 0
	4 都市計画費	1, 7 1 9, 9 5 6	1 8 8, 0 0 0	1, 9 0 7, 9 5 6
	5 住 宅 費	7 4, 8 0 0	△ 1 2, 0 0 0	6 2, 8 0 0
10 教 育 費		2, 1 2 5, 0 0 0	6 3 5, 0 0 0	2, 7 6 0, 0 0 0
	2 小 学 校 費	5 4 0, 2 2 8	1 7 5, 0 0 0	7 1 5, 2 2 8
	3 中 学 校 費	2 4 1, 2 5 2	4 6 0, 0 0 0	7 0 1, 2 5 2
11 公 債 費		1, 3 7 7, 0 0 0	4 0 0	1, 3 7 7, 4 0 0
	1 公 債 費	1, 3 7 7, 0 0 0	4 0 0	1, 3 7 7, 4 0 0
12 諸 支 出 金		6 3 9, 1 0 0	△ 4 0, 0 0 0	5 9 9, 1 0 0
	1 公営企業費	6 3 9, 1 0 0	△ 4 0, 0 0 0	5 9 9, 1 0 0
14 災 害 復 旧 費		2 2, 7 0 0	7 4, 3 0 0	9 7, 0 0 0
	1 土 木 施 設 災害復旧費	2 2, 7 0 0	7 0, 7 0 0	9 3, 4 0 0
	2 農林水産業施 設災害復旧費	0	3, 6 0 0	3, 6 0 0
歳 出 合 計		2 2, 4 0 5, 1 0 0	1, 0 6 8, 4 0 0	2 3, 4 7 3, 5 0 0

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位:千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 徴税費	固定資産管理システム経費	913
8 土木費	2 道路橋梁費	土岐橋架替関連事業	58,100
8 土木費	3 河川費	普通河川緊急対策事業	230,000
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺再開発事業(駅北地区)	998,100
8 土木費	4 都市計画費	瑞浪駅周辺再開発事業(駅南地区)	199,000
10 教育費	2 小学校費	土岐小学校改修事業	175,000
10 教育費	3 中学校費	瑞浪中学校改修事業	460,000
14 災害復旧費	1 土木施設 災害復旧費	現年土木施設補助災害復旧事業	65,700

第3表 債務負担行為補正

(追加)

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
定例会等会議録作成委託料	令和7年度から 令和8年度まで	3,000
議会広報印刷製本費	令和7年度から 令和8年度まで	1,500
指定物品等購入費	令和7年度から 令和8年度まで	8,700
郵便料金計器保守点検業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	176
両面印刷機保守委託料	令和7年度から 令和8年度まで	148
入札参加資格審査業務共同 アウトソーシング業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	580
電子契約サービス利用料	令和7年度から 令和8年度まで	374
入札・調達情報サービス利用料	令和7年度から 令和8年度まで	396
広報みずなみ印刷製本費	令和7年度から 令和8年度まで	6,500
広報みずなみ梱包委託料	令和7年度から 令和8年度まで	2,700
広報みずなみ配布委託料	令和7年度から 令和8年度まで	1,800
庁舎自家用電気工事物料 保守点検業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	773
庁舎足拭きマット等賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	549
庁舎観葉植物賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	212
電話設備保守点検業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	995
企業版ふるさと納税支援業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	企業版ふるさと納税に 係る寄附額の20%に消 費税相当額を加えた額
情報処理業務委託料(単価契約)	令和7年度から 令和8年度まで	19,400
総合行政情報システム賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	29,700
自治体情報セキュリティ向上 プラットフォームサービス利用料	令和7年度から 令和8年度まで	200

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
県 域 統 合 型 G I S シ ス テ ム 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	700
総 合 行 政 情 報 シ ス テ ム バ ッ ク ア ッ プ 回 線 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	400
第 四 次 L G W A N 回 線 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	300
第 四 次 L G W A N 接 続 ル ー タ ー 借 上 料	令和7年度から 令和8年度まで	200
瑞 浪 市 公 式 ホ ー ム ペ ー ジ 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,500
メ ー ル マ ガ ジ ン 配 信 シ ス テ ム 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,100
ホ ー ム ペ ー ジ や さ し い 日 本 語 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	300
オ ン ラ イ ン 申 請 シ ス テ ム 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	2,000
総 合 案 内 型 A I チ ャ ッ ト ボ ッ ト サ ー ビ ス 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	200
R P A 及 び A I - O C R ツ ー ル 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	4,400
標 準 準 拠 シ ス テ ム 移 行 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	27,000
ふ る さ と み ず な み 応 援 寄 附 金 返 礼 品 管 理 等 手 数 料	令和7年度から 令和8年度まで	ふるさとみずなみ応援寄附金 寄附額に対して契約で定める 額及び寄附者への返礼品、 配 送 料 の 合 計 額
ふ る さ と み ず な み 応 援 寄 附 金 収 納 代 行 事 務 等 手 数 料	令和7年度から 令和8年度まで	ふるさとみずなみ 応援寄附金寄附額に 対して契約で定める額
ふ る さ と み ず な み 応 援 寄 附 金 受 付 等 シ ス テ ム 利 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	ふるさとみずなみ 応援寄附金寄附額に 対して契約で定める額
ふ る さ と み ず な み 応 援 寄 附 金 受 領 証 明 書 等 送 付 代 行 手 数 料	令和7年度から 令和8年度まで	ふるさとみずなみ 応援寄附金寄附件数に 対して契約で定める額
ワ ン ス ト ッ プ 特 例 オ ン ラ イ ン 申 請 サ ー ビ ス 利 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	オンラインワンストップ 申 請 件 数 に 対 し て 契 約 で 定 め る 額
電 子 預 貯 金 等 調 査 シ ス テ ム 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	278
住 民 税 申 告 受 付 支 援 シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	330
総 合 行 政 情 報 シ ス テ ム 保 守 委 託 料 (住 民 税 年 金 特 別 徴 収 分)	令和7年度から 令和8年度まで	190

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
課 税 資 料 イ メ ー ジ ス キ ャ ナ 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	170
マ ル チ コ ピ ー 機 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	180
コ ン ビ ニ 交 付 シ ス テ ム 利 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	5,240
行 政 フ ァ ッ ク ス 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	60
住 基 ネ ッ ト 直 接 連 携 シ ス テ ム 利 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	238
戸 籍 シ ス テ ム ク ラ ウ ド 利 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	8,298
戸 籍 附 票 シ ス テ ム 標 準 化 改 修 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	3,168
マ イ ナ ン バ ー カ ー ド 等 裏 書 プ リ ン タ ー 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	71
生 活 困 窮 者 自 立 支 援 事 業 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	13,600
高 齢 者 移 送 サ ー ビ ス 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	200
高 齢 者 中 核 機 関 運 営 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,700
在 宅 老 人 短 期 入 所 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	300
障 害 者 中 核 機 関 運 営 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,700
障 害 福 祉 業 務 シ ス テ ム 等 利 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	3,000
障 害 者 意 思 疎 通 支 援 事 業 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,300
子 育 て 短 期 支 援 事 業 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	300
ひ と り 親 家 庭 学 習 支 援 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	3,000
管 外 保 育 所 入 所 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	24,400
千 寿 の 里 愛 保 育 園 入 所 児 童 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	136,500
中 京 こ ど も 園 入 所 児 童 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	150,000

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
せ い わ 保 育 園 入 所 児 童 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	106,000
給 食 栄 養 管 理 シ ス テ ム 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	50
こ ど も 園 I C T シ ス テ ム 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	3,000
衛 生 害 虫 等 の 生 息 調 査 及 び 防 除 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,600
生 活 保 護 レ セ プ ト 点 検 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	500
生 活 保 護 レ セ プ ト 管 理 ク ラ ウ ド サ ー ビ ス 利 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	2,300
健 康 管 理 シ ス テ ム 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	2,600
帯 状 疱 疹 予 防 接 種 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	17,200
医 師 ・ 歯 科 医 師 等 出 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	2,300
1 か 月 児 健 康 診 査 等 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,800
妊 産 婦 健 康 診 査 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	24,000
産 後 ケ ア 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	3,000
血 液 検 査 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	2,000
検 診 予 約 シ ス テ ム 利 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	900
歯 周 病 検 診 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,300
資 源 ・ ご み 分 別 ア プ リ 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	190
不 燃 物 最 終 処 分 場 不 燃 物 選 別 ・ 受 付 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	5,600
不 燃 物 最 終 処 理 場 浸 出 水 処 理 施 設 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	3,700
不 燃 物 最 終 処 分 場 浸 出 水 処 理 施 設 設 備 診 断 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	2,800
不 燃 物 最 終 処 分 場 浸 出 水 及 び 地 下 水 水 質 検 査 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	2,300

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
塵 芥 収 集 車 購 入 費	令和7年度から 令和9年度まで	16,000
焼 却 施 設 溶 融 炉 燃 料 費 (L P ガ ス)	令和7年度から 令和8年度まで	27,600
焼 却 施 設 管 理 運 営 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	232,000
焼 却 施 設 機 能 検 査 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	4,400
可 燃 ご み 収 集 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	60,800
し 尿 収 集 運 搬 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	39,000
勤 労 者 住 宅 資 金 預 託 金	令和7年度から 令和8年度まで	2,949
合 同 企 業 説 明 会 開 催 等 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,300
農 地 基 本 台 帳 管 理 シ ス テ ム 保 守 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	242
釜 戸 駅 乗 車 券 販 売 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	2,937
デマンド交通予約受付システム運用業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	1,344
小 口 融 資 預 託 金	令和7年度から 令和8年度まで	100,000
産 業 振 興 セ ン タ ー エ レ ベ ー タ ー 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	905
鬼 岩 ド ラ イ ブ イ ン 公 衆 ト イ レ 清 掃 管 理 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,718
市 道 草 刈 等 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	4,900
市 道 等 補 修 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	20,000
猿 爪 川 水 位 警 報 シ ス テ ム サ ー バ ー 利 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	96
小 里 川 ダ ム ト イ レ 清 掃 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	153
広 幅 複 合 機 賃 借 料	令和7年度から 令和8年度まで	100
瑞 浪 駅 周 辺 公 共 施 設 清 掃 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	900

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
瑞浪駅周辺迷惑駐車及び迷惑自転車確認業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	500
屋外広告物管理システム保守料	令和7年度から 令和8年度まで	300
地域交流センター附属駐車場 保守点検業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	800
地下自由通路エレベーター保守点検監視業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	1,300
市民公園（東部）管理業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	15,500
市民公園（西部）管理業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	22,500
都市公園維持管理業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	800
消防救急デジタル無線保守点検業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	8,000
東濃5市消防指令センターLANネットワーク運用保守委託料	令和7年度から 令和8年度まで	700
東濃5市消防指令センター寝具賃借料	令和7年度から 令和8年度まで	500
消防庁舎改修工事設計業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	20,000
水上・大川消防団拠点施設建設工事設計業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	5,500
災害用備蓄品管理委託料	令和7年度から 令和8年度まで	2,713
防災ラジオシステム送信設備保守管理委託料	令和7年度から 令和8年度まで	924
防災ラジオシステム利用料	令和7年度から 令和8年度まで	12,430
児童生徒各種検査業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	2,000
統合型校務支援システム使用料	令和7年度から 令和8年度まで	1,100
英語指導業務委託料	令和7年度から 令和10年度まで	66,000
教育みずなみ印刷製本費	令和7年度から 令和8年度まで	300
瑞浪小学校カラー印刷機保守委託料	令和7年度から 令和8年度まで	281

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
土 岐 小 学 校 カ ラ ー 印 刷 機 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	154
瑞 浪 小 学 校 カ ラ ー 印 刷 機 賃 借 料	令和7年度から 令和8年度まで	330
土 岐 小 学 校 カ ラ ー 印 刷 機 賃 借 料	令和7年度から 令和8年度まで	64
小 学 校 複 写 機 賃 借 料	令和7年度から 令和8年度まで	137
小 学 校 浄 化 槽 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	814
小 学 校 ダ ム ウ ェ ー タ ー 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	917
小 学 校 イ ン タ ー ネ ッ ト 接 続 シ ス テ ム 機 器 保 守 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	158
児 童 生 徒 教 職 員 健 康 診 断 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	4,200
学 校 歯 科 健 診 入 力 シ ス テ ム 使 用 料	令和7年度から 令和8年度まで	300
小 学 校 デ ジ タ ル 教 材 購 入 費	令和7年度から 令和8年度まで	2,900
小 学 校 I C T 支 援 員 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	10,500
瑞 浪 中 学 校 カ ラ ー 印 刷 機 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	220
瑞 浪 北 中 学 校 カ ラ ー 印 刷 機 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	220
中 学 校 複 写 機 賃 借 料	令和7年度から 令和8年度まで	238
中 学 校 浄 化 槽 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	122
中 学 校 ダ ム ウ ェ ー タ ー 保 守 点 検 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	262
中 学 校 イ ン タ ー ネ ッ ト 接 続 シ ス テ ム 機 器 保 守 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	68
瑞 浪 北 中 学 校 中 央 管 制 装 置 保 守 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,837
中 学 校 I C T 支 援 員 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	4,500
総 合 文 化 セ ン タ ー 夜 間 受 付 業 務 委 託 料	令和7年度から 令和8年度まで	1,600

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
総 合 文 化 セ ン タ ー 電 話 機 賃 借 料	令和7年度から 令和8年度まで	60
市 民 図 書 館 図 書 購 入 費	令和7年度から 令和8年度まで	8,800
こいのぼり祭イベント業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	3,220
体育施設ナイター管理業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	1,350
樽の上野球場トイレ清掃業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	140
日吉スポーツ施設トイレ清掃業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	310
市民体育館夜間受付業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	1,550
市民体育館等清掃業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	5,870
市民体育館エレベーター 保守点検業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	930
トレーニング室管理運営業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	2,890
学校給食センターL S A重油購入費	令和7年度から 令和8年度まで	3,591
一般廃棄物処理業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	636
食品リサイクル処理業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	1,192
冷蔵庫・冷凍庫保守点検業務委託料	令和7年度から 令和8年度まで	798
学 校 給 食 配 送 委 託 料	令和7年度から 令和12年度まで	199,650
学校給食センター調理機器更新工事費	令和7年度から 令和8年度まで	70,840
土木施設補助災害復旧工事費	令和8年度	7,300

第4表 地方債補正

(追加)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
瑞浪中学校改修事業	321,200	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。
現年農業用施設補助災害復旧事業	500			

(廃止)

(単位:千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅長寿命化事業	6,000	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県営ため池等整備事業	12,300	普通貸借又は証券発行	年3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換することができる。	14,100	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
地域交流センター改修事業	118,800				108,900			
土岐小学校改修事業	147,200				286,600			
現年土木施設補助災害復旧事業	5,000				26,800			
現年土木施設単独災害復旧事業	5,000				10,000			

議第 1 0 5 号

令和 7 年度瑞浪市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）

令和 7 年度瑞浪市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4, 0 0 0 千円を追加、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 7 1 8, 1 0 0 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		175,547	4,000	179,547
	1 一般会計金繰入金	175,547	4,000	179,547
歳入合計		714,100	4,000	718,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		19,123	4,000	23,123
	2 徴収費	4,392	4,000	8,392
歳出合計		714,100	4,000	718,100

議第 1 0 6 号

令和 7 年度瑞浪市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度瑞浪市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6 6 , 0 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 5 7 4 , 1 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 県支出金		2,487,803	34,000	2,521,803
	1 県補助金	2,487,803	34,000	2,521,803
4 財産収入		170	1,100	1,270
	1 財産運用収入	170	1,100	1,270
5 繰入金		332,200	△19,562	312,638
	2 基金繰入金	35,000	△19,562	15,438
6 繰越金		34,100	44,562	78,662
	1 繰越金	34,100	44,562	78,662
8 国庫支出金		0	5,900	5,900
	1 国庫補助金	0	5,900	5,900
歳入合計		3,508,100	66,000	3,574,100

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		77,114	5,900	83,014
	1 総務管理費	77,114	5,900	83,014
2 保険給付費		2,436,605	34,000	2,470,605
	1 療養諸費	2,109,800	34,000	2,143,800
3 国民健康保険事業費納付金		922,965	0	922,965
	1 医療給付費分	643,974	0	643,974
5 基金積立金		170	24,100	24,270
	1 基金積立金	170	24,100	24,270
6 諸支出金		34,100	2,000	36,100
	1 償還金及び還付加算金	34,100	2,000	36,100
歳出合計		3,508,100	66,000	3,574,100

議第 1 0 7 号

令和 7 年度瑞浪市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度瑞浪市の介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 8 , 5 0 0 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 , 8 3 6 , 6 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		875,182	14,660	889,842
	2 国庫補助金	247,902	14,660	262,562
6 財産収入		345	2,440	2,785
	1 財産運用収入	345	2,440	2,785
7 繰入金		646,190	600	646,790
	1 一般会計繰入金	602,718	600	603,318
8 繰越金		42,250	30,800	73,050
	1 繰越金	42,250	30,800	73,050
歳入合計		3,788,100	48,500	3,836,600

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		114,525	1,200	115,725
	1 総務管理費	56,629	1,200	57,829
3 基金積立金		345	47,300	47,645
	1 基金積立金	345	47,300	47,645
4 地域支援費		183,380	0	183,380
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	115,750	0	115,750
	3 包括的支援事業・任意事業費	61,473	0	61,473
歳出合計		3,788,100	48,500	3,836,600

議第 108 号

令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

（総則）

第 1 条 令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第 2 条 令和 7 年度瑞浪市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条中収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第 1 款 下水道事業収益	1,196,900 千円	△84,000 千円	1,112,900 千円
第 2 項 営業外収益	652,817 千円	△84,000 千円	568,817 千円
	支	出	
第 1 款 下水道事業費用	1,190,000 千円	△84,000 千円	1,106,000 千円
第 1 項 営業費用	1,114,188 千円	△88,000 千円	1,026,188 千円
第 2 項 営業外費用	73,647 千円	4,000 千円	77,647 千円

（資本的支出の補正）

第 3 条 予算第 4 条中「資本的支出額に対し不足する額 299,500 千円」を「資本的支出額に対し不足する額 300,100 千円」に、「当年度分損益勘定留保資金 170,445 千円」を「当年度分損益勘定留保資金 171,045 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第 1 款 資本的支出	559,500 千円	600 千円	560,100 千円
第 1 項 建設改良費	125,521 千円	600 千円	126,121 千円

（債務負担行為の補正）

第 4 条 予算第 5 条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり補正する。

(変 更)

(単位：千円)

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
マンホールポン プ点検・清掃業 務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	6,500	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	7,000
測定検査業務委 託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,800	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	2,000
大湫クリーンセ ンター維持管理 業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	4,500	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	4,800
大湫クリーンセ ンター汚泥引抜 業務委託料	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	960	令和 7 年度から 令和 8 年度まで	1,200

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第 5 条 予算第 9 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	120,292 千円	600 千円	120,892 千円

令和 7 年 1 1 月 2 6 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

